令和4年度　亀山市総合環境センター最終処分場　維持管理状況

項目		内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
埋め立てた廃棄物	一般廃棄物	溶融飛灰	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
		合計（t）	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
擁壁の点検		点検を行った年月日	R4.4.14	R4.5.12	R4.6.9	R4.7.14	R4.8.12	R4.9.8	R4.10.13	R4.11.10	R4.12.8	R5.1.12	R5.2.9	R5.3.9
		点検の結果	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	擁壁が損壊するおそれが認められた場合の措置	措置を講じた年月日	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
		措置の内容	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
遮水工の点検		点検を行った年月日	R4.4.14	R4.5.12	R4.6.9	R4.7.14	R4.8.12	R4.9.8	R4.10.13	R4.11.10	R4.12.8	R5.1.12	R5.2.9	R5.3.9
		点検の結果	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	遮水効果が低下するおそれが認めれれた場合の措置	措置を講じた年月日	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
		措置の内容	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
周縁地下水の水質検査結果		採取した場所												
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
	周縁地下水のダイオキシン類検査結果	採取した場所												
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
	水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合に講じた措置	措置を講じた年月日												
		措置の内容												
放流水の水質検査結果		採取した場所												
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
	放流水のダイオキシン類検査結果	採取した場所	該当なし											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
	水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合に講じた措置	措置を講じた年月日												
		措置の内容												
調整池の点検		点検を行った年月日												
		点検の結果												
	点検を行った結果、調整池が損壊するおそれが認められた場合の措置	措置を講じた年月日												
		措置の内容												
浸出水処理設備の点検		点検を行った年月日												
		点検の結果												
	点検を行った結果、浸出水処理設備の機能に異常が認められた場合の措置	措置を講じた年月日												
		措置の内容												
導水管の防凍のための措置点検		点検を行った年月日												
		点検の結果												
	点検を行った結果、防凍のための措置の状況に異常が認められた場合の措置	措置を講じた年月日												
		措置の内容												
残余の埋立容量の測定		測定を行った年月日	R4.4.4	―	―	―	―	R4.9.30	R4.10.31	R4.11.30	R4.12.31	R5.1.31	R5.2.24	―
		残余容量（㎥）	634	―	―	―	―	666	701	738	768	804	833	―

令和4年度　八輪衛生公苑最終処分場　維持管理状況

項目		内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
埋め立てた廃棄物	一般廃棄物	不燃物	埋立終了											
		合計（t）												
擁壁の点検		点検を行った年月日	該当なし											
		点検の結果												
	擁壁が損壊するおそれが認められた場合の措置	措置を講じた年月日												
		措置の内容												
遮水工の点検		点検を行った年月日												
		点検の結果												
	遮水効果が低下するおそれが認めれれた場合の措置	措置を講じた年月日												
		措置の内容												
周縁地下水の水質検査結果		採取した場所	別紙1、2のとおり											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
	周縁地下水のダイオキシン類検査結果	採取した場所	別紙1、2のとおり											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
	水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合に講じた措置	措置を講じた年月日	R4.4.14	R4.5.12	R4.6.9	R4.7.14	R4.8.12	R4.9.8	R4.10.13	R4.11.10	R4.12.8	R5.1.12	R5.2.9	R5.2.10
		措置の内容	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
放流水の水質検査結果		採取した場所	別紙3のとおり											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
	放流水のダイオキシン類検査結果	採取した場所	別紙3のとおり											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
	水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合に講じた措置	措置を講じた年月日	R4.4.14	R4.5.12	R4.6.9	R4.7.14	R4.8.12	R4.9.8	R4.10.13	R4.11.10	R4.12.8	R5.1.12	R5.2.9	R5.3.9
		措置の内容	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
調整池の点検		点検を行った年月日	R4.4.14	R4.5.12	R4.6.9	R4.7.14	R4.8.12	R4.9.8	R4.10.13	R4.11.10	R4.12.8	R5.1.12	R5.2.9	R5.3.9
		点検の結果	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	点検を行った結果、調整池が損壊するおそれが認められた場合の措置	措置を講じた年月日	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		措置の内容	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
浸出水処理設備の点検		点検を行った年月日	該当なし											
		点検の結果												
	点検を行った結果、浸出水処理設備の機能に異常が認められた場合の措置	措置を講じた年月日												
		措置の内容												
導水管の防凍のための措置点検		点検を行った年月日	R4.4.14	R4.5.12	R4.6.9	R4.7.14	R4.8.12	R4.9.8	R4.10.13	R4.11.10	R4.12.8	R5.1.12	R5.2.9	R5.3.9
		点検の結果	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	点検を行った結果、防凍のための措置の状況に異常が認められた場合の措置	措置を講じた年月日	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		措置の内容	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
残余の埋立容量の測定		測定を行った年月日	R4.4.14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		残余容量（㎥）	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

別紙1　周辺地下水（上流側）の水質検査結果　その1

令和4年度				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所				上流側　　井戸水											
試料採取した年月日				R4.4.14	R4.5.12	R4.6.9	R4.7.14	R4.8.12	R4.9.8	R4.10.13	R4.11.10	R4.12.8	R5.1.12	R5.2.9	R5.3.9
水質管理の結果の得られた年月日				R4.4.22	R4.5.23	R4.6.28	R4.7.26	R4.8.22	R4.9.15	R4.10.25	R4.11.18	R4.12.20	R5.1.18	R5.2.17	R5.3.16
周縁地下水　水質検査結果		単位	維持管理上の基準値												
その他	1　ダイオキシン類（注1）	pg-TEQ/L	1以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2　電気伝導率	mS/m	－	17	20	19	32	30	30	30	32	27	22	21	17
	または塩化物イオン	mg/L	－	11	11	11	11	13	12	11	10	12	7.3	8.6	5.7
維持管理基準奨励　別表第二（注2）	1　アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	－	－	検出せず	－	－	－	－	－	検出せず	－	－	－
	2　総水銀	mg/L	0.0005以下	－	－	0.0005未満	－	－	－	－	－	0.0005未満	－	－	－
	3　カドミウム	mg/L	0.003以下	－	－	0.0003未満	－	－	－	－	－	0.0003未満	－	－	－
	4　鉛	mg/L	0.01以下	－	－	0.014	－	－	－	－	－	0.01	－	－	－
	5　六価クロム	mg/L	0.02以下	－	－	0.01未満	－	－	－	－	－	0.01未満	－	－	－
	6　砒素	mg/L	0.01以下	－	－	0.005未満	－	－	－	－	－	0.005未満	－	－	－
	7　全シアン	mg/L	検出されないこと	－	－	検出せず	－	－	－	－	－	検出せず	－	－	－
	8　ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	－	－	検出せず	－	－	－	－	－	検出せず	－	－	－
	9　トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－	－	0.001未満	－	－	－	－	－	0.001未満	－	－	－
	10　テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－	－	0.0005未満	－	－	－	－	－	0.0005未満	－	－	－
	11　ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	－	－	0.002未満	－	－	－	－	－	0.002未満	－	－	－
	12　四塩化炭素	mg/L	0.002以下	－	－	0.0002未満	－	－	－	－	－	0.0002未満	－	－	－
	13　1.2－ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	－	－	0.0004未満	－	－	－	－	－	0.0004未満	－	－	－
	14　1.1－ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	－	－	0.002未満	－	－	－	－	－	0.002未満	－	－	－
	15　1.2－ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	－	－	0.004未満	－	－	－	－	－	0.004未満	－	－	－
	16　1.1.1－トリクロロエタン	mg/L	1以下	－	－	0.0005未満	－	－	－	－	－	0.0005未満	－	－	－
	17　1.1.2－トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	－	－	0.0006未満	－	－	－	－	－	0.0006未満	－	－	－
	18　1.3－ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	－	－	0.0002未満	－	－	－	－	－	0.0002未満	－	－	－
	19　チウラム	mg/L	0.006以下	－	－	0.0006未満	－	－	－	－	－	0.0006未満	－	－	－
	20　シマジン	mg/L	0.003以下	－	－	0.0003未満	－	－	－	－	－	0.0003未満	－	－	－
	21　チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	－	－	0.002未満	－	－	－	－	－	0.002未満	－	－	－
	22　ベンゼン	mg/L	0.01以下	－	－	0.001未満	－	－	－	－	－	0.001未満	－	－	－
	23　セレン	mg/L	0.01以下	－	－	0.002未満	－	－	－	－	－	0.002未満	－	－	－
	24　1.4－ジオキサン	mg/L	0.05以下	－	－	0.005未満	－	－	－	－	－	0.005未満	－	－	－
	25　塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(注1)：ダイオキシン類の検査について　採取した年月日：●年●月●日　結果の得られた年月日：●年●月●日

(注2)：【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年2月26日総理府令第5号）をいう。

(注3)：【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4)基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正された(平成26年11月17日施行)

別紙2　周辺地下水（下流側）の水質検査結果　その2

令和4年度				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所				下流側　　井戸水											
試料採取した年月日				R4.4.14	R4.5.12	R4.6.9	R4.7.14	R4.8.12	R4.9.8	R4.10.13	R4.11.10	R4.12.8	R5.1.12	R5.2.9	R5.3.9
水質管理の結果の得られた年月日				R4.4.22	R4.5.23	R4.6.28	R4.7.26	R4.8.22	R4.9.15	R4.10.25	R4.11.18	R4.12.20	R5.1.18	R5.2.17	R5.3.16
周縁地下水　水質検査結果		単位	維持管理上の基準値												
その他	1　ダイオキシン類（注1）	pg-TEQ/L	10以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2　電気伝導率	mS/m	－	44	49	46	48	40	37	34	34	35	38	40	38
	2　または塩化物イオン	mg/L	－	15	20	19	15	13	11	11	9.3	12	6.3	9.2	11
維持管理基準奨励　別表第二（注2）	1　アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	－	－	検出せず	－	－	－	－	－	検出せず	－	－	－
	2　総水銀	mg/L	0.0005以下	－	－	0.0005未満	－	－	－	－	－	0.0005未満	－	－	－
	3　カドミウム	mg/L	0.003以下	－	－	0.0003未満	－	－	－	－	－	0.0003未満	－	－	－
	4　鉛	mg/L	0.01以下	－	－	0.005未満	－	－	－	－	－	0.006	－	－	－
	5　六価クロム	mg/L	0.02以下	－	－	0.01未満	－	－	－	－	－	0.01未満	－	－	－
	6　砒素	mg/L	0.01以下	－	－	0.005未満	－	－	－	－	－	0.005未満	－	－	－
	7　全シアン	mg/L	検出されないこと	－	－	検出せず	－	－	－	－	－	検出せず	－	－	－
	8　ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	－	－	検出せず	－	－	－	－	－	検出せず	－	－	－
	9　トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－	－	0.001未満	－	－	－	－	－	0.001未満	－	－	－
	10　テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－	－	0.0005未満	－	－	－	－	－	0.0005未満	－	－	－
	11　ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	－	－	0.002未満	－	－	－	－	－	0.002未満	－	－	－
	12　四塩化炭素	mg/L	0.002以下	－	－	0.0002未満	－	－	－	－	－	0.0002未満	－	－	－
	13　1.2－ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	－	－	0.0004未満	－	－	－	－	－	0.0004未満	－	－	－
	14　1.1－ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	－	－	0.002未満	－	－	－	－	－	0.002未満	－	－	－
	15　1.2－ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	－	－	0.004未満	－	－	－	－	－	0.004未満	－	－	－
	16　1.1.1－トリクロロエタン	mg/L	1以下	－	－	0.0005未満	－	－	－	－	－	0.0005未満	－	－	－
	17　1.1.2－トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	－	－	0.0006未満	－	－	－	－	－	0.0006未満	－	－	－
	18　1.3－ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	－	－	0.0002未満	－	－	－	－	－	0.0002未満	－	－	－
	19　チウラム	mg/L	0.006以下	－	－	0.0006未満	－	－	－	－	－	0.0006未満	－	－	－
	20　シマジン	mg/L	0.003以下	－	－	0.0003未満	－	－	－	－	－	0.0003未満	－	－	－
	21　チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	－	－	0.002未満	－	－	－	－	－	0.002未満	－	－	－
	22　ベンゼン	mg/L	0.01以下	－	－	0.001未満	－	－	－	－	－	0.001未満	－	－	－
	23　セレン	mg/L	0.01以下	－	－	0.002未満	－	－	－	－	－	0.002未満	－	－	－
	24　1.4－ジオキサン	mg/L	0.05以下	－	－	0.005未満	－	－	－	－	－	0.005未満	－	－	－
	25　塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(注1)：ダイオキシン類の検査について　採取した年月日：●年●月●日　結果の得られた年月日：●年●月●日

(注2)：【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年2月26日総理府令第5号）をいう。

(注3)：【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4)基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正された(平成26年11月17日施行)

別紙3　放流水の水質検査結果

令和4年度				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所				浸出水処理施設											
試料採取した年月日				R4.4.14	R4.5.31	R4.6.9	R4.7.14	R4.8.12	R4.9.8	R4.10.13	R4.11.10	R4.12.8	R5.1.12	R5.2.9	R5.3.9
水質管理の結果の得られた年月日				R4.4.22	R4.6.10	R4.6.28	R4.7.26	R4.8.22	R4.9.15	R4.10.25	R4.11.18	R4.12.20	R5.1.18	R5.2.17	R5.3.16
放流水　水質検査結果		単位	維持管理上の基準値												
その他	ダイオキシン類（注1）	pg-TEQ/L	1以下	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
維持管理基準奨励　別表第一（注2）	1　アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと（注3）	―	―	0.0005未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	2　水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	―	―	0.0005未満	―	―	―	―	―	0.0005未満	―	―	―
	3　カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下	―	―	0.003未満	―	―	―	―	―	0.003未満	―	―	―
	4　鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	―	―	0.01未満	―	―	―	―	―	0.01未満	―	―	―
	5　有機燐化合物	mg/L	1以下	―	―	0.1未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	6　六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	―	―	0.05未満	―	―	―	―	―	0.05未満	―	―	―
	7　砒 素及びその化合物	mg/L	0.1以下	―	―	0.01未満	―	―	―	―	―	0.01未満	―	―	―
	8　シアン化合物	mg/L	1以下	―	―	0.1未満	―	―	―	―	―	0.1未満	―	―	―
	9　ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	―	―	0.0005未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	10　トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下	―	―	0.01未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	11　テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	―	―	0.01未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	12　ジクロロメタン	mg/L	0.2ム以下	―	―	0.02未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	13　四塩化炭素	mg/L	0.02以下	―	―	0.002未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	14　1,2－ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	―	―	0.004未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	15　1,1－ジクロロエチレン	mg/L	1以下	―	―	0.02未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	16　シス1,2－ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	―	―	0.04未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	17　1,1,1－トリクロロエタン	mg/L	3以下	―	―	0.3未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	18　1,1,2－トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	―	―	0.006未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	19　1,3－ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	―	―	0.002未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	20　チウラム	mg/L	0.06以下	―	―	0.006未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	21　シマジン	mg/L	0.03以下	―	―	0.003未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	22　チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	―	―	0.02未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	23　ベンゼン	mg/L	0.1以下	―	―	0.01未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	24　セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	―	―	0.01未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	25　1,4－ジオキサン	mg/L	0.5以下	―	―	0.05未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	26　ほう素及びその化合物	mg/L	50以下	―	―	0.4	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	27　ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下	―	―	0.5未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	28　アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200以下	―	―	2	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	29　水素イオン濃度（水素指数）	-	5.8以上8.6以上	7.3	7	7.3	7.3	7.2	7.3	7.2	7.5	7.4	7.5	7.6	7.4
	30　生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下	9	6.5	2.5	2.3	1.6	2.2	4.2	4.7	5.8	2.4	4.2	4.8
	31　化学的酸素要求量	mg/L	90以下	6	5.1	5.3	5.9	5.4	5.1	5.5	5.5	4.9	5.4	5.9	5.5
	32　浮遊物質量	mg/L	60以下	22	16	23	22	21	21	29	49	27	25	19	21
	33　ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5以下	―	―	0.5未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	34　ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	30以下	―	―	0.5未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	35　フェノール類含有量	mg/L	5以下	―	―	0.1未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	36　銅含有量	mg/L	3以下	―	―	0.1未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	37　亜鉛含有量	mg/L	2以下	―	―	0.1未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	38　溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	―	―	0.5未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	39　溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	―	―	0.7	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	40　クロム含有量	mg/L	2以下	―	―	0.05未満	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	41　大腸菌群数	個/㎤	3,000以下	11	3	9	7	11	3	0	3	2	4	13	3
	42　窒素含有量	mg/L	120以下 日間平均60以下	7.6	4.5	5.9	5.8	6	5.4	6.4	6	6.5	7.2	6	7.2
	43　燐含有量	mg/L	16以下 日間平均8以下	―	―	0.05	―	―	―	―	―	―	―	―	―

(注1)：ダイオキシン類の検査について　採取した年月日：●年●月●日　結果の得られた年月日：●年●月●日

(注2)：【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年2月26日総理府令第5号）をいう。

(注3)：【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

令和4年度　関町不燃物投棄場　維持管理状況

項目		内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
埋め立てた廃棄物	一般廃棄物	不燃物	埋立終了											
		合計（t）												
擁壁の点検		点検を行った年月日	R4.4.14	R4.5.12	R4.6.9	R4.7.14	R4.8.12	R4.9.8	R4.10.13	R4.11.10	R4.12.8	R5.1.12	R5.2.9	R5.3.9
		点検の結果	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	擁壁が損壊するおそれが認められた場合の措置	措置を講じた年月日	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		措置の内容	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
遮水工の点検		点検を行った年月日	該当なし											
		点検の結果												
	遮水効果が低下するおそれが認めれれた場合の措置	措置を講じた年月日												
		措置の内容												
周縁地下水の水質検査結果		採取した場所	別紙1、2のとおり											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
	周縁地下水のダイオキシン類検査結果	採取した場所	別紙1、2のとおり											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
	水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合に講じた措置	措置を講じた年月日	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		措置の内容	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
放流水の水質検査結果		採取した場所	別紙3のとおり											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
	放流水のダイオキシン類検査結果	採取した場所	別紙3のとおり											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
	水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合に講じた措置	措置を講じた年月日	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		措置の内容	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
調整池の点検		点検を行った年月日	R4.4.14	R4.5.12	R4.6.9	R4.7.14	R4.8.12	R4.9.8	R4.10.13	R4.11.10	R4.12.8	R5.1.12	R5.2.9	R5.3.9
		点検の結果	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	点検を行った結果、調整池が損壊するおそれが認められた場合の措置	措置を講じた年月日	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		措置の内容	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
浸出水処理設備の点検		点検を行った年月日	R4.4.14	R4.5.12	R4.6.9	R4.7.14	R4.8.12	R4.9.8	R4.10.13	R4.11.10	R4.12.8	R5.1.12	R5.2.9	R5.3.9
		点検の結果	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	点検を行った結果、浸出水処理設備の機能に異常が認められた場合の措置	措置を講じた年月日	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		措置の内容	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
導水管の防凍のための措置点検		点検を行った年月日	R4.4.14	R4.5.12	R4.6.9	R4.7.14	R4.8.12	R4.9.8	R4.10.13	R4.11.10	R4.12.8	R5.1.12	R5.2.9	R5.3.9
		点検の結果	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	点検を行った結果、防凍のための措置の状況に異常が認められた場合の措置	措置を講じた年月日	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		措置の内容	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
残余の埋立容量の測定		測定を行った年月日	R4.4.14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		残余容量（㎥）	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

別紙1　周辺地下水（上流側）の水質検査結果　その1

令和4年度				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所				上流側　井戸水											
試料採取した年月日				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
水質管理の結果の得られた年月日				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
周縁地下水　水質検査結果		単位	維持管理上の基準値												
その他	1　ダイオキシン類（注1）	pg-TEQ/L	1以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2　電気伝導率	mS/m	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2　または塩化物イオン	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
維持管理基準奨励　別表第二（注2）	1　アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2　総水銀	mg/L	0.0005以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	3　カドミウム	mg/L	0.003以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	4　鉛	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	5　六価クロム	mg/L	0.02以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	6　砒素	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	7　全シアン	mg/L	検出されないこと	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	8　ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	9　トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	10　テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	11　ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	12　四塩化炭素	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	13　1.2－ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	14　1.1－ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	15　1.2－ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	16　1.1.1－トリクロロエタン	mg/L	1以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	17　1.1.2－トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	18　1.3－ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	19　チウラム	mg/L	0.006以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	20　シマジン	mg/L	0.003以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	21　チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	22　ベンゼン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	23　セレン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	24　1.4－ジオキサン	mg/L	0.05以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	25　塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(注1)：ダイオキシン類の検査について　採取した年月日：●年●月●日　結果の得られた年月日：●年●月●日

(注2)：【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年2月26日総理府令第5号）をいう。

(注3)：【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4)基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正された(平成26年11月17日施行)

別紙2　周辺地下水（下流側）の水質検査結果　その2

令和4年度				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所				下流側　　井戸水											
試料採取した年月日				R4.4.14	R4.5.12	R4.6.9	R4.7.14	R4.8.12	R4.9.8	R4.10.13	R4.11.10	R4.12.8	R5.1.12	R5.2.9	R5.3.10
水質管理の結果の得られた年月日				R4.4.22	R4.5.23	R4.6.15	R4.7.25	R4.8.16	R4.9.20	R4.10.18	R4.11.18	R4.12.16	R5.1.18	R5.2.13	R5.3.24
周縁地下水　水質検査結果		単位	維持管理上の基準値												
その他	1　ダイオキシン類（注1）	pg-TEQ/L	1以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2　電気伝導率	mS/m	－	46	45	29	47	35	37	40	46	44	50	49	43
	2　または塩化物イオン	mg/L	－	14	14	8.9	15	12	12	15	14	17	8.1	11	5
維持管理基準奨励　別表第二（注2）	1　アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	－	－	－	－	－	検出せず	－	－	－	－	－	検出せず
	2　総水銀	mg/L	0.0005以下	－	－	－	－	－	0.0005未満	－	－	－	－	－	0.0005未満
	3　カドミウム	mg/L	0.003以下	－	－	－	－	－	0.0003未満	－	－	－	－	－	0.0003未満
	4　鉛	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	0.005未満	－	－	－	－	－	0.005未満
	5　六価クロム	mg/L	0.02以下	－	－	－	－	－	0.01未満	－	－	－	－	－	0.01未満
	6　砒素	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	0.006	－	－	－	－	－	0.005未満
	7　全シアン	mg/L	検出されないこと	－	－	－	－	－	検出せず	－	－	－	－	－	検出せず
	8　ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	－	－	－	－	－	検出せず	－	－	－	－	－	検出せず
	9　トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	0.001未満	－	－	－	－	－	0.001未満
	10　テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	0.0005未満	－	－	－	－	－	0.0005未満
	11　ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	－	－	－	－	－	0.002未満	－	－	－	－	－	0.002未満
	12　四塩化炭素	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－	0.0002未満	－	－	－	－	－	0.0002未満
	13　1.2－ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	－	－	－	－	－	0.0004未満	－	－	－	－	－	0.0004未満
	14　1.1－ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	－	－	－	－	－	0.002未満	－	－	－	－	－	0.002未満
	15　1.2－ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	－	－	－	－	－	0.004未満	－	－	－	－	－	0.004未満
	16　1.1.1－トリクロロエタン	mg/L	1以下	－	－	－	－	－	0.0005未満	－	－	－	－	－	0.0005未満
	17　1.1.2－トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	－	－	－	－	－	0.0006未満	－	－	－	－	－	0.0006未満
	18　1.3－ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－	0.0002未満	－	－	－	－	－	0.0002未満
	19　チウラム	mg/L	0.006以下	－	－	－	－	－	0.0006未満	－	－	－	－	－	0.0006未満
	20　シマジン	mg/L	0.003以下	－	－	－	－	－	0.0003未満	－	－	－	－	－	0.0003未満
	21　チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	－	－	－	－	－	0.002未満	－	－	－	－	－	0.002未満
	22　ベンゼン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	0.001未満	－	－	－	－	－	0.001未満
	23　セレン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－	0.002未満	－	－	－	－	－	0.002未満
	24　1.4－ジオキサン	mg/L	0.05以下	－	－	－	－	－	0.005未満	－	－	－	－	－	0.005未満
	25　塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－	0.0002未満	－	－	－	－	－	－

(注1)：ダイオキシン類の検査について　採取した年月日：●年●月●日　結果の得られた年月日：●年●月●日

(注2)：【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年2月26日総理府令第5号）をいう。

(注3)：【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4)基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正された(平成26年11月17日施行)

別紙3　放流水の水質検査結果

令和4年度				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所				浸出水処理施設											
試料採取した年月日				R4.4.14	R4.5.12	R4.6.9	R4.7.14	R4.8.12	R4.9.8	R4.10.13	R4.11.10	R4.12.8	R5.1.12	R5.2.9	R5.3.9
水質管理の結果の得られた年月日				R4.4.20	R4.5.20	R4.6.16	R4.7.26	R4.8.22	R4.9.20	R4.10.24	R4.11.17	R4.12.15	R5.1.18	R5.2.17	R5.3.24
放流水　水質検査結果		単位	維持管理上の基準値												
その他	ダイオキシン類（注1）	pg-TEQ/L	10以下	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
維持管理基準奨励　別表第一（注2）	1　アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと（注3）	―	―	―	―	―	検出せず	―	―	―	―	―	検出せず
	2　水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	―	―	―	―	―	0.0005未満	―	―	―	―	―	0.0005未満
	3　カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下	―	―	―	―	―	0.003未満	―	―	―	―	―	0.003未満
	4　鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	―	―	―	―	―	0.01未満	―	―	―	―	―	0.01未満
	5　有機燐化合物	mg/L	1以下	―	―	―	―	―	0.1未満	―	―	―	―	―	―
	6　六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	―	―	―	―	―	0.05未満	―	―	―	―	―	0.05未満
	7　砒 素及びその化合物	mg/L	0.1以下	―	―	―	―	―	0.01未満	―	―	―	―	―	0.01未満
	8　シアン化合物	mg/L	1以下	―	―	―	―	―	0.1未満	―	―	―	―	―	0.1未満
	9　ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	―	―	―	―	―	0.0005未満	―	―	―	―	―	0.0005未満
	10　トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下	―	―	―	―	―	0.01未満	―	―	―	―	―	0.01未満
	11　テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	―	―	―	―	―	0.01未満	―	―	―	―	―	0.01未満
	12　ジクロロメタン	mg/L	0.2ム以下	―	―	―	―	―	0.02未満	―	―	―	―	―	0.02未満
	13　四塩化炭素	mg/L	0.02以下	―	―	―	―	―	0.002未満	―	―	―	―	―	0.002未満
	14　1,2－ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	―	―	―	―	―	0.004未満	―	―	―	―	―	0.004未満
	15　1,1－ジクロロエチレン	mg/L	1以下	―	―	―	―	―	0.02未満	―	―	―	―	―	0.02未満
	16　シス1,2－ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	―	―	―	―	―	0.04未満	―	―	―	―	―	―
	17　1,1,1－トリクロロエタン	mg/L	3以下	―	―	―	―	―	0.3未満	―	―	―	―	―	0.3未満
	18　1,1,2－トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	―	―	―	―	―	0.006未満	―	―	―	―	―	0.006未満
	19　1,3－ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	―	―	―	―	―	0.002未満	―	―	―	―	―	0.002未満
	20　チウラム	mg/L	0.06以下	―	―	―	―	―	0.006未満	―	―	―	―	―	0.006未満
	21　シマジン	mg/L	0.03以下	―	―	―	―	―	0.003未満	―	―	―	―	―	0.003未満
	22　チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	―	―	―	―	―	0.02未満	―	―	―	―	―	0.02未満
	23　ベンゼン	mg/L	0.1以下	―	―	―	―	―	0.01未満	―	―	―	―	―	0.01未満
	24　セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	―	―	―	―	―	0.01未満	―	―	―	―	―	0.01未満
	25　1,4－ジオキサン	mg/L	0.5以下	―	―	―	―	―	0.05未満	―	―	―	―	―	0.05未満
	26　ほう素及びその化合物	mg/L	50以下	―	―	―	―	―	0.3	―	―	―	―	―	0.3
	27　ふつ素及びその化合物	mg/L	15以下	―	―	―	―	―	0.5未満	―	―	―	―	―	0.5未満
	28　アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200以下	―	―	―	―	―	0.6	―	―	―	―	―	―
	29　水素イオン濃度（水素指数）	-	5.8以上8.6以上	7.9	7.8	8	8.3	8.1	8.2	7.9	8	7.9	7.9	8	7.8
	30　生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下	0.7	0.7	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.9	0.5未満	0.5未満	0.6	0.5未満	0.5未満
	31　化学的酸素要求量	mg/L	90以下	3.4	3.7	3.7	3.3	3.4	3.6	4.1	2.8	3.7	2.8	3.8	3.2
	32　浮遊物質量	mg/L	60以下	1.0未満	1.4	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満
	33　ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5以下	―	―	―	―	―	0.5未満	―	―	―	―	―	―
	34　ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	30以下	―	―	―	―	―	0.5未満	―	―	―	―	―	―
	35　フェノール類含有量	mg/L	5以下	―	―	―	―	―	0.1未満	―	―	―	―	―	―
	36　銅含有量	mg/L	3以下	―	―	―	―	―	0.1未満	―	―	―	―	―	―
	37　亜鉛含有量	mg/L	2以下	―	―	―	―	―	0.1未満	―	―	―	―	―	―
	38　溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	―	―	―	―	―	0.5未満	―	―	―	―	―	―
	39　溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	―	―	―	―	―	0.5未満	―	―	―	―	―	―
	40　クロム含有量	mg/L	2以下	―	―	―	―	―	0.05未満	―	―	―	―	―	―
	41　大腸菌群数	個/㎤	3,000以下	0	3	50	29	90	150	16	32	9	9	7	5
	42　窒素含有量	mg/L	120以下 日間平均60以下	0.2	0.2	0.2	0.6	0.6	0.9	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
	43　燐含有量	mg/L	16以下 日間平均8以下	―	―	―	―	―	0.05	―	―	―	―	―	―

(注1)：ダイオキシン類の検査について　採取した年月日：●年●月●日　結果の得られた年月日：●年●月●日

(注2)：【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年2月26日総理府令第5号）をいう。

(注3)：【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。